

イベント開催時のチェックリスト 別紙2

【第3版（令和4年9月版）】

開催概要

本項目では、チェックリストを記入する前に、イベントの情報をご登録ください。

イベント名

建築工事監理指針令和4年版講習会

https://www.pbaweb.jp/seminar/session/r4_kanrishishin/

出演者・チーム等

一般社団法人公共建築協会講師2名

開催日時

令和5年2月2日 10:00~16:45

開催会場

山口県セミナーパーク 講堂

会場所在地

山口市秋穂二島 1062

主催者

一般社団法人 公共建築協会

主催者所在地

東京都中央区新川 1-24-8 東熱新川ビル

主催者連絡先

中国地区事務局 082-207-4101

chugoku@pba.or.jp

収容率（上限）

いずれかを選択

大声なしで開催

①収容定員あり
100%

②収容定員なし
人と人が触れ合わない程度の間隔

大声ありで開催

③収容定員あり
50%

④収容定員なし
十分な人と人との間隔(最低 1m)

「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催

⑤収容定員あり
大声なしのエリア：100%
大声ありのエリア：50%

⑥収容定員なし
大声なしのエリア：
人と人が触れ合わない程度の間隔
大声ありのエリア：
十分な人と人との間隔(最低 1m)

収容人数

300人 (注)

—

参加人数

150人 (注)

その他特記事項

今回の説明会は、資料に基づき講師がマイクで解説するものであり、受講生からの質問時間も設けていない。

(※) 大声の定義は、「観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当するものとする。

(注) 収容率（上限）において、⑤を選択した場合は、「大声あり」と「大声なし」のエリアの区分ごとの収容定員・参加人数を記載すること。

感染防止策チェックリスト

基本的な 感染防止

イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時の必要な感染防止策）を満たすことが必要です。

※5,000人超かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントごとの具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要

1. イベント参加者の感染対策

(1) 感染経路に応じた感染対策

① 飛沫感染 対策

適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用の周知・徹底

イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保

（※）大声の定義は「観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」とする。

「大声あり」、「大声なし」のエリアを区分して開催する場合、上記対策に加えて、

大声なしエリア・大声ありエリアの明確な区分があり、それぞれにおける、イベント参加者間の適切な距離の確保

大声なしエリアにおける、大声を防止するための対策の実施

② エアロゾ ル感染対策

機械換気による常時換気又は窓開け換気

適切なマスクの正しい着用の周知・徹底【①と同様】

イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】

③ 接触感染 対策

イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施

イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】

感染防止策チェックリスト

基本的な 感染防止

イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時の必要な感染防止策）を満たすことが必要です。

※5,000人超かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントごとの具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要

1. イベント参加者の感染対策

(2) その他の感染対策

④ 飲食時の 感染対策



前項（1）感染経路に応じた感染対策と併せて、飲食時の感染対策（食事中以外のマスク着用、飲食に伴いマスクを外す際の会話自粛等）の徹底の周知

⑤ イベント 前の感染 対策



発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ

⑥ 感染拡大 対策



イベントで感染者が発生した際の参加者への注意喚起

2. 出演者やスタッフの感染対策

⑦ 出演者や スタッフの 感染対策



出演者やスタッフによる、練習時・本番等における前項（1）感染経路に応じた感染対策に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施



舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施

上記に加え、各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。